

## 生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 11 月 29 日

更新日：令和 7 年 4 月 7 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒311-4153）茨城県水戸市赤塚 2 丁目 27 番地

（イバラキケンミトシアカツカ 2 チョウメ 27 バンチ）

名称（フリガナ）：水戸農業協同組合

（ミトノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 園部 優

ウェブサイトのアドレス：<http://www.mt-ib-ja.or.jp/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜（ねぎ）

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：水戸の柔甘ねぎ（ミトノヤワラカネギ）

### 4 明細書の変更

水戸農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

### 5 明細書適合性の確認

#### (1) 生産地・栽培方法の確認

水戸農業協同組合（以下「生産者団体」という。）の栽培管理担当者は、各生産者からの圃場所在地及び栽培面積に関する報告に基づき、栽培計画を、春作（概ね 4 月から 7 月出荷）にあつては前年の 8 月に、冬作（概ね 11 月から 3 月出荷）にあつては 4 月に作成し（別添①「春作柔甘ねぎ栽培計画表」、別添②「冬作柔甘ねぎ栽培計画表」）、生産者団体における柔甘ねぎ部長の承認を受ける。承認後、生産者団体がハウス毎に土壌診断を行い、診断結果に基づいた施肥設計を考える土壌診断検討会を開催する。

栽培管理担当者は、栽培期間において全生産者の圃場を年 2 回以上巡回して、定められた生産地において栽培計画どおりの面積、生産地で栽培されていることを生産者ごとに確認するとともに、遮光フィルムで覆う等の技術により生産が行われていることを現地調査により確認し、「柔甘ねぎ圃場巡回調査書（別添③）」に記録するとともに、柔甘ねぎ部長の承認を受ける。なお、定められた生産地・栽培方法に従って生産が行われていないと疑われる場合には、必要に応じ現地調査を行う。

#### (2) 出荷調製・出荷規格・最終製品の確認

生産者団体は、年二回、春作と冬作の出荷開始前に生産者を集め、栽培方法、出荷調製の方法や出荷規格等を遵守させるため、目揃え会を実施し、生産者の意識統一を図る。

生産者の中から選出した検査員と専任検査員（生産者団体の職員）により、出荷時に集荷所（所在地は茨城県水戸市飯島町）において出荷品の検査を行う。検査は生産者ごとにサンプリングにより行い、出荷規格の適合状況を確認し、「検査記録表（別添④）」に記録する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 生産地・栽培方法について

生産者団体は、定められた生産地・栽培方法に従った生産が行われていない場合には、当該生産者に対して改善指導や警告を行い、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず是正を行わない場合は、当該生産者を除名することができる。

### (2) 出荷調製・出荷規格・最終製品について

生産者団体は、定められた出荷調製の方法に従っていない、又は、出荷規格を満たさないネギについては、「水戸の柔甘ねぎ」の名称を使用せず、登録標章を付した状態で出荷しない。

生産者が出荷調製の方法、出荷規格及び最終製品に適合しないねぎを出荷した場合には、生産者団体は、当該組合員に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を発したにもかかわらず、これに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者を除名することができる。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体は、生産者に対し、地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」及び登録標章の適正な使用について、前記5（2）の目揃え会において、周知徹底を図る。生産者団体は、前記5（2）の確認の際に、「水戸の柔甘ねぎ」の生産地、栽培方法、出荷調製、出荷規格及び最終製品の各基準を満たしているネギのみに、地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」及び登録標章が使用されているか否かを確認し、「検査記録表（別添④）」に記録する。この際、地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」及び登録標章を使用している者及びこれらを使用している資材（出荷用の段ボール箱、鮮度保持袋等）についても確認する。

(2) 生産者団体は、前記5（2）の確認の際に、以下のネギがあるか否かを確認する。

- ① 生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないネギであるにもかかわらず、地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」及び登録標章が使用されているネギ
- ② 地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」のみが使用されているネギ
- ③ 登録標章のみが使用されているネギ
- ④ 地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているネギ

## 8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体は、前記5（2）の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、当該生産者に対し、改善指導や警告を行い、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、当該生産者を除名することができるものとする。

- ① 生産地・品種・栽培方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないネギであるにもかかわらず、地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「水戸の柔甘ねぎ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているネギ

## 9 実績報告書の作成等

生産者団体は、8月1日から7月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
  - ① 春作柔甘ねぎ栽培計画表
  - ② 冬作柔甘ねぎ栽培計画表
  - ③ 柔甘ねぎ圃場巡回調査書
  - ④ 柔甘ねぎ検査記録表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

生産者団体は、前記9（2）により作成提出した資料を、生産者団体の事務所（茨城県水戸市飯島町所在）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

